

富総シ発第 1154 号  
令和 8 年 3 月 9 日

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会  
会長 宇野 篤哉 様  
静岡県宅建政治連盟  
会長 渡邊 照芳 様

富士市長 金指 祐樹  
(総務部シティプロモーション課)



### 要望書に対する回答

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、富士市政につきまして、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

いただいた御要望について、以下のとおり回答いたします。

#### 1 ふじタウンマップにおけるさらなる内容の充実について

本市では、ふじタウンマップを、電子地図を活用した情報配信サービスとして、平成 21 年から公開しております。

今回、追加の御要望があった地図情報のうち、「農道」及び「公園位置」につきましては、令和 8 年度中の公開に向けて調整中であり、「基準法上の道路種別」につきましては、公開方法の検討や資料の整理など、今後の掲載に向けた準備を進めているところであります。

「バス路線図」につきましては、交通事業者が自社ウェブサイト上に掲載しているほか、乗り換え案内などの経路検索サービスや、Google マップなどの位置情報サービスにおいて表示されるよう、交通事業者から同サービスの運営会社に対して情報を提供していることから、多様な手段で情報にアクセスできる状況ではありますが、今後、路線変更が発生する可能性や、情報の掲載に係るコストなどを鑑みながら、引き続き検討してまいります。

また、「上水道マップ」への個別取出し管の追加掲載につきましては、給水管は個人の負担で工事を行い、所有権も個人に属することから、給水装置の情報は所有者または使用者及び所有者から同意を受けた方（指定給水装置工事事業者が工事のために必要とする場合を除く）が閲覧できる取り扱

いとなっているため、現段階では、ふじタウンマップへの掲載は考えておりませんが、今後も他市の公開状況を注視しながら、引き続き検討してまいります。

(デジタル戦略課)

## 2 未登記物件における所有者情報の開示または所有者への連絡について

今回御要望があった、未登記物件における所有者情報の開示につきましては、地方税法第二十二條の秘密漏えいに関する罪に抵触するとともに、他法による許容が確認できないことから、開示はできないものと考えております。

また、不動産の管理等につきましては、所有者の責任で進められるものであり、第三者である市が関与すべきものではないと考えております。

しかしながら、協議の相手方の情報が得られず、自己所有地の管理に支障をきたしている現状を鑑みますと、円滑な不動産管理のために解消されることが必要であると認識しております。

そのため、本市といたしましては、未登記物件の所有者に対し、連絡を要望される方からの封書に市からの文書を添えて送付することは可能であると考えております。

(資産税課)

担当 デジタル戦略課

電話 0 5 4 5 - 5 5 - 2 7 1 6

資産税課

電話 0 5 4 5 - 5 5 - 2 7 4 3